

裁判員制度をご存知ですか！

～平成21年5月21日スタート!!～

裁判員制度とは、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

裁判員制度 Q & A

Q 裁判員制度はなぜ導入されるのですか？

A 国民の皆さんが裁判に参加することによって、国民の皆さんの視点、感覚が裁判の内容に反映されることとなります。その結果、裁判が身近になり、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されます。

裁判官 3人



+

裁判員 6人



Q 裁判員が参加するのは、どのような事件ですか？

A 代表的な例をあげると、次のような場合があります。

- ①人を殺した場合【殺人】
- ②強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合【強盗致死傷】
- ③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合【傷害致死】
- ④ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合【危険運転致死】
- ⑤人が住んでいる家に放火した場合【現住建造物等放火】
- ⑥身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合【身の代金目的誘拐】
- ⑦子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合【保護責任者遺棄致死】

Q 裁判員は、どのようにして選ばれるのですか？

A 裁判員は次のように選ばれます。
①裁判員候補者名簿の作成

【前年秋頃】
各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。

②候補者への通知、調査票の送付
【前年12月頃まで】

裁判員候補者名簿に記載されたことを通知します。また、就職禁止事由や客観的な辞退事由に該当しているかどうかたずねる調査票を送付します。

③事件ごとにくじで候補者を選定
調査票を返送してもらい、明らかに裁判員になることができない人や、1年を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはありません。

④選任手続日のお知らせ（呼出状）・質問票の送付
【原則裁判の6週間前まで】
事件ごとにくじで裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者が選ばれます。通常、1事件あたり50人から100人程度が選ばれます。

⑤選任手続
【裁判の当日】
くじで選ばれた裁判員候補者に質問票を同封した選任手続期日のお知らせ（呼出状）を送ります。質問票を返送してもらい、辞退が認められる場合には、呼出しを取り消します。この手続は非公開となっております。

⑥選任手続
【裁判の当日】
裁判員候補者は、選任手続の当日、裁判所へ行くことになります。裁判長は候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をします。候補者のプライバシーを保護するため、この手続は非公開となっております。

Q 裁判員に選ばれたらどのようなことをするのですか？

A 次のような仕事をするようになります。
①公判に立ち会う【公開】

裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷（公判といいますが）に立ち会い、判決まで関与することになります。公判では、証人や被告人に対する質問が行われ、裁判員から証人等に質問することもできます。このほか、証拠として提出された物や書類も取り調べます。

②評議、判決をする【非公開】
証拠をすべて調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定（評決）します。

議論をつくしても全員一致の結論が得られない場合、評決は多数決によって行われます。有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ扱いになります。

③判決先刻【公開】
評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。判決の宣告により裁判員としての仕事は終了します。

Q 裁判員になるために資格はいらないのですか？

A 衆議院議員の選挙権を有する人（20歳以上）であれば、原則として誰でもなることができます。ただし、次のような人は裁判員になることはできません。

- ①欠格事由
 - ・義務教育を終了していない人（義務教育を終了した人と同等以上の学識のある人は除きます）
 - ・禁錮以上の刑に処せられた人



- ・心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人 など
- ② 就職禁止事由
- ・ 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
 - ・ 司法関係者（裁判官、検察官、弁護士等）
 - ・ 都道府県知事及び市町村長（特別区長も含む）
 - ・ 自衛官 など
- ③ 事件に関連する不適格事由
- ・ 審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人
 - ・ 審理する事件について、証人又は鑑定人になった人 など
- ④ その他の不適格事由
- 裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認められた人
- ⑤ 一定のやむを得ない理由があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人（やむを得ない理由とは、例えば）

Q 裁判員になることを辞退できますか？

A 特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民の皆さんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できません。

ただし、国民の皆さんの負担が過重なものとならないようにとの配慮などから、法律で次のような辞退事由を定めており、裁判所からそのような事情にあたりと認められれば辞退することができます。

- ① 70歳以上の人
- ② 地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限りません）
- ③ 学生、生徒
- ④ 過去5年以内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した人、過去3年以内に選任予定裁判員に選ばれた人及び過去1年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続の期日に出頭した人
- ⑤ 一定のやむを得ない理由があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人（やむを得ない理由とは、例えば）

- 重い病気・けが
- 親族又は同居人等の介護・養育
- 親族又は同居人等が重い病気・けがの際の入通院等への付き添い
- 妊娠中や出産直後（8週間以内）
- 妻・娘の出産への立ち会い又は入退院への付き添い
- 父母の葬式等、他の期日に行えない社会生活上の重要な用務 など
- 裁判員となるために仕事を休むことは認められますか？
- Q** 裁判員となるために仕事を休むことは認められますか？
- A** 裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。
- Q** 裁判員の守秘義務（秘密を守る義務）とはどのようなものですか？
- A** 裁判員は「評議の秘密」を守らなければなりません。評議の秘密とは、非公開の評議で誰がどのような意見を言ったかということなどです。後で公にされるのでは、批判等をおそれ、自由な意見交換ができなくなるおそれがあるからです。
- また、裁判員の仕事をすることで知った、事件と関係のない個人のプライバシーなどの秘密も守らなければなりません。これらの秘密をもらす行為については罰則があります。
- Q** 裁判員には日当や交通費は支払われるのですか？
- A** 支払われます。なお、日当額については、上限1万円と定められています。

- Q** 裁判は時間がかかるのではないですか？
- A** 実際の審理日数は、それぞれの事件の内容などにより異なりますので、一概には言えませんが、多くは、数日間で終わるのではないかと見込まれています。
- Q** 裁判員になったことでトラブルに巻き込まれませんか？
- A** 裁判員の名前や住所などは公にはされませんが、評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかは、明らかにされません。
- 裁判員の皆さんの安全を確保するために、裁判員やその親族に対し、威迫行為をした者を処罰する規定が設けられています。
- なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判を行う場合があります。
- Q** 裁判員制度についての詳細・問合せ
- 最高裁判所 ☎ 03-3264-8111 <http://www.courts.go.jp/>
 - 法務省 ☎ 03-3580-4111 <http://www.moj.go.jp/>
 - 日本弁護士連合会 ☎ 03-3580-9841 <http://www.nichibenren.or.jp/>